

ニュースレター



初秋だより

～ 残暑お見舞い申し上げます ～

今年は5月終わりに、早々と梅雨入りとなり台風もやってくるなど、日本も亜熱帯化してきていることをひしひしと感じています。皆様、お元気にお過ごしでしょうか。

さて、このところAIの話題が尽きず、最近では、ChatGPTでもちきりです。質問に対してもっともらしい答えが出てきて、感心しますが、但し、やっていることは、対話の中で次に続く言葉を統計的に予測して答えているだけで、意味を理解しているものではないとのこと。ChatGPTに、東大の世界史の入試問題を解かせたところ、予備校の教師は、零点をつけ、東大のAIの専門の先生は、どこが間違いかはわからなかったそうです。零点は、史実が間違っていたからで、拾ってきたデータが間違っていたということです。結局、自身の専門分野で補助的に使う分には有用だが、それ以外の分野では、正誤のチェックができないので、もっともらしさに幻惑されないように、というのが、現状の水準のようです。この先、AIがどこまでその水準を上げていくのか、人間固有の部分とされている創造的な部分や、対人関係上の共感力や包容力といった部分にも踏み込んでくるのか、予断は許されないと思います。

法律の分野や弁護士の仕事も、今後は多くがAIに代替され、生き残りのためには、特定分野での超スペシャリストを目指さなくてはならない、ということなのかもしれません。肝に銘じていきたいと思います。
(池田伸之)

私の机の上には、RBGのフィギュアがいます。アメリカ在住の友人からのプレゼントです。RBGとは、ルース・ベイダー・ギンズバーグ（Ruth Bader Ginsburg）、元米国連邦最高裁判事。ニューヨーク市ブルックリン生まれ、父はユダヤ系ウクライナ人移民、母はユダヤ系オーストリア移民。大学を優秀な成績で卒業したものの女性であることを理由に男性なら受け入れられた法律事務所に受け入れられず、その後大学で教鞭をとり、アメリカ自由人権協会の顧問として多くの法廷闘争を闘い、クリントン大統領政権時に最高裁入り。その後の活躍ぶりは良く知られています。2020年に87歳で亡くなりましたが、保守化した最高裁の中で議論をリードしたりリベラル派のRBGは大衆の人气が高く、マグカップやTシャツも売り出されていました。活躍ぶりとは人気は、伝記映画「ピリブ未来への大逆転」やドキュメンタリー「RBG最強の85才」を観るとよくわかります。

先ごろ世界経済フォーラム（WEF）が発表した2023年ジェンダーギャップ指数では、日本は146ヶ国中125位で、前年の116位から更にダウン。1位は14年連続でアイスランド、最下位はアフガニスタン。主要7ヶ国では、独6位、英15位、カナダ30位、仏40位、米43位、伊79位です。日本は、政治分野は衆議院の女性議員比率が1割にとどまり138位、経済分野では賃金格差や女性管理職比率の低さから123位。健康では59位、教育では47位なのに、残念なことです。ジェンダーギャップをなくすには131年かかるとも言われます。幸いにして、様々な公的・半公的な役割をお引き受けしている立ち位置にいる者として、お役に立てることを着実に！をモットーに、RBGを見上げています。
(池田桂子)

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM



依頼者やご相談者の方、いろいろな会合でお会いする方から、「ご専門は何ですか？」と聞かれることが時々あります。

その場合、私は、愛知県内で弁護士をしている人であれば、大体の事案に対応できますし、私もそうです、できないとすれば中国やアメリカなどとの国際取引（渉外）といった分野くらいです、とお答えしています。

もちろん、「専門」というわけではなく、日常取り扱う分野のかたよりはあります。

私の場合は、他の弁護士よりも多く取り扱っている分野は、企業の契約・労働関係・外部通報窓口などの企業分野、裁判所から直接指名される破産管財人や個人再生委員などの倒産分野、裁判員裁判対象となるような重い罪にあたる刑事事件の刑事弁護分野に業務が多少かたよっています。

堅苦しいお話しになりますが、日弁連には弁護士等の業務広告に関する規程が定められており、弁護士の広告はこの規程に従う必要があります。

規程3条2号では「誤導又は誤認のおそれのある広告」が禁止されており、同3号では「誇大又は過度な期待を抱かせる広告」が禁止されています。

そのうえで、日弁連・業務広告に関する指針では、「現状では、何を基準として専門分野と認めるのかその判定は困難である。（中略）客観性が担保されないまま専門家、専門分野等の表示を許すことは、誤導のおそれがあり、国民の利益を害し、ひいては弁護士等に対する国民の信頼を損なうおそれがあるものであり、表示を控えるのが望ましい。専門家であることを意味するスペシャリスト、プロ、エキスパート等といった用語の使用についても、同様とする。」とされており、広告において専門家と名乗ったり、専門分野を表示することは控えるよう求められています。

また、そもそも弁護士として特定分野を専門分野ですということ自体が恥ずかしいという意識もあります。弁護士の資格を取得しても、扱ったことのない法律はたくさんありますし、例えば商流や業界ごとの慣習など分からないこと、知らないことは経験を重ねてもたくさんあります。それでも、日常多く取り扱っている分野については、ほとんど取り扱わない分野よりも知識・経験が多い分、判断は的確にできるという思いはありますが、よく扱っている分野でもまだまだ知らないことが多いのに、専門であると名乗って良いのだろうかと疑問に思うしまうのです。

業務内容のかたよりは、ご依頼を解決したことで次をご依頼いただくことができた、信頼いただくことができた証ですので、弁護士として大変名誉なことです。

今後は、ぜひ、弁護士さんは普段どんなお仕事をされているんですか？と聞いてみて下さい。

相談予約方法 下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。



当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9：00AM～5：30PM

ニュースレター第31号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikedalawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。

建設現場でアスベストにさらされた方の救済について 【山下陽平】



令和3年5月17日の判決で、最高裁判所は建設現場でのアスベスト建材の取り扱いについて国や建材メーカーの責任を認めました。判決を受けた国は給付金制度を設け、既に申請された被害者への給付金が給付されています。一方で、多くの建材メーカーはその責任割合を争っています。しかし、個別の裁判では最高裁で責任が認められたメーカー以外のメーカーにも責任が認められるなど、被害者救済の気運が高まっています。

アスベストが原因の病気（石綿肺、中皮腫、肺がん等）に罹った方は、労災、石綿救済法などの救済を受けられます。それらに加えて、昭和47年頃から平成16年頃にかけて、建設現場に出入りするお仕事をしていた方は、給付金や賠償の請求も可能かもしれません。対象となる方は年配の方も多く、情報が十分に行き届いているとは限りません。お近くに、建設現場で仕事をしていた方がおられたら、アスベストの救済制度についてお声がけいただくと幸いです。

相続土地国庫帰属制度がはじまりました

【川瀬裕久】



相続した土地を手放すことができる相続土地国庫帰属制度が、令和5年4月27日にスタートしました。

遠方の土地や田畑、山林など、管理が負担で手放したいと考えたとしても、これまでは他の誰かに譲渡するか、相続の時に相続放棄をするなどしないと手放すことはできませんでした。しかしながら、こうした土地の引き取り手を見つけることは簡単ではありませんし、相続放棄をするときは、いない土地だけ放棄することはできません。本制度を利用することで、「いない土地」のみを手放すことができるようになりました。

本制度で土地を手放すためには、法務局に申請をする必要があります。名古屋法務局では既に10件以上の申請があり、毎日のように相談もあるそうです。

このように大変注目されている本制度ですが、どんな土地でも利用できるわけではありません。そもそも売買で手に入れた土地は対象となりませんし、土地の上に建物がある土地や土壤汚染されている土地もダメです（建物を取り壊すなどすれば申請が認められる可能性はあります）。また、負担金も納める必要があります、その金額は20万円以上となっています。

以上のとおり、必ずしも簡単に「いない土地」を手放せるという訳ではありませんが、今後の管理や費用の負担なども考えると、今のうちに手放すということは十分選択肢に入ってくるでしょう。



令和5年2月から、当事者間秘匿制度が施行されました。この制度では、家事事件の調停や裁判で、一定の要件のもと、相手方に自らの住所等及び氏名等を知られないようにすることができます。裁判所による秘匿の決定がなされると、申立書等には、「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができるようになります。

他に、非開示希望の申し出をすることもできます。この手続きでは、勤務先や子どもの学校名など、住所以外の情報についても、非開示にするよう求めることが出来ますが、調停事件のみが対象となります。

当事務所へのアクセス



～地下鉄をご利用の場合～

【その1ー地下鉄鶴舞線】

「丸の内駅」7番出口を出て下さい。
徒歩1分です。

【その2ー地下鉄桜通線】

「丸の内駅」3番出口を出て徒歩3分
です。

～名古屋駅からバスをご利用の場合～

名古屋駅バスターミナルの10番乗り場より、「基幹2 茶屋ヶ坂経由・猪高車庫行」に乗車のうえ、2つ目の「桜通伏見」で下車下さい。下車徒歩1分です。

1階にファミリーマートが入っているビルです。

～車をご利用の場合～

当事務所は、名古屋高速丸の内出口（南方面）のすぐ西側にあります。申し訳ありませんがビル内には、来客用駐車場がございませんので、近隣の時間貸しの駐車場に駐車をお願いしております。満車になっていることもよくありますので、その点、ご了解願います。なお、上記地図以外にも時間貸しの駐車場はあります。

私的絵画百選 ①9



『最後の晩餐Ultima Cena』
ドメニコ・ギルランダイオ
1448年6月2日生
—1494年1月11日没
制作年は1486年
フレスコ画
サン・マルコ国立美術館
(イタリア フィレンツェ、
ドメニコ修道院の一部)

最後の晩餐というと、レオナルド・ダヴィンチのフレスコ画が有名ですが、ギルランダイオはそれに先立って最後の晩餐を描いています。しかも3回、3つの修道院、1476年パッシニャーノ、1480年オニッサンティ、1486年サンマルコ修道院です。

キリストは処刑される前に食べた最後の夕食時、パンを自分の体、葡萄酒を自分の血として弟子たちに与えます。そして、12人の使徒の一人が私を裏切ると予言します。

ダヴィンチの絵では、正面左手にユダがいます。ギルランダイオのサンマルコ修道院の絵では、ユダは食卓の手前にいます。この位置は当時としては一般的であったようです。テーブルの形もこちらはU字型。実際の部屋に呼応し回廊の向こうの庭につながっています。ダヴィンチの絵は、近代につながる遠近法で描かれキリストの顔が遠近法の消失点となっていることはよく言われることですが、ギルランダイオの方は閉鎖的な空間ながら遠近法につながるような舞台設定で、テーブル上の静物や織物は良く描き込まれています。使徒の表情は、穏やかで、自然で、ダヴィン

チの絵のような劇的な一瞬を狙ったものではありません。しかし、2人、3人と使徒達の会話が聞こえてきそうです。ドラマ性は抑制され、穏やかな画角からは、劇の幕開け前の静けさを感じます。

この絵は修道院の1階の小食堂と呼ばれる場所（客人をもてなす場）に描かれているフレスコ画で、ギルランダイオとその助手たちによって描かれました。修道院はナポレオンにより1808年に接收されたのですが、ナポレオン陥落後1866年に国有財産となり、その後美術館となりました。1966年の大洪水がフィレンツェを襲った時もアルノ川から離れた海拔の高いところにあったことから被害を免れ、今に至っています。

ミケランジェロが最初に師事したギルランダイオは当時人気画家でした。メディチ家等有力者らの依頼も多かったようです。

実は日本で見られる!? ファミリーレストラン・チェーンであるサイゼリヤの店舗の内装にこの絵の複製は、しばしば用いられています。ご覧になった方もあるかもしれませんね。
(池田桂子)

★2023年 第1～3回のセミナーのご案内★

申込方法：回数の前の□にチェックのうえ、末尾の必要事項をご記入頂き、FAX（052-684-6291）にて、お申込み願います。お電話（052-684-6290）、メール（info@ikedalawoffice.com）でも受付しております。お申込みは開催日の3日前までに行います。いずれも池田総合法律事務所セミナー室にて行います。

□ 第1回：令和5年9月21日（木）14：00～16：00 受付開始時間13：45

ハラスメントの企業対応 ～初期対応・事実調査・対応終了までの概略～

講師：弁護士 小澤 尚記

内容：2022年から労働施策総合推進法により、中小企業でもパワハラ防止の義務を負うことになっています。どういったものが対象となるのか、パワハラ疑い事案があれば会社としてどう対応すべきか、ハラスメントの事実をどのように調査して認定するかは、日常業務とはまったく違う観点が必要になります。各企業担当様がパワハラへの対応、パワハラの実事調査をはじめめるにあたっての最初の一步になる事柄をお話しさせていただきます。

□ 第2回：令和5年10月20日（金）14：00～16：00 受付開始時間13：45

専門家が知っておきたい所有者不明土地をめぐる法改正 ～相続土地国庫帰属制度を中心に～

講師：弁護士 川瀬 裕久

内容：令和5年4月から相続した土地を手放すことが出来る制度（相続土地国庫帰属制度）が始まりました。一方で、所有者・共有者が分からない不動産について利活用をしやすくする法改正も進んでいます。本セミナーでは、相続土地国庫帰属制度を中心に、その他の法改正についても解説します。

※本セミナーは、各種土業や不動産業・保険業の方などの専門家向けの内容となっております。個人の方でご自身が所有される不動産について相談を希望される方は、個別相談をご予約ください（初回相談無料）。

□ 第3回：令和5年11月20日（月）14：00～16：00 受付開始時間13：45

遺言書の書き方

講師：弁護士 山下 陽平

内容：遺言書の書き方についてはたくさんの情報があふれています。しかし、ご注意いただきたいのは、遺言が法的に有効かどうかと、遺言によって本当のご意志を実現できるかどうかは別の問題です。私の知る限りでも、相続人間の不和や絶縁のきっかけが不公平な遺言書の存在だった例は少なくありません。争族のきっかけにならないような遺言書の書き方についてご説明できればと思います。

お電話の受付時間は、平日9時30分～17時（052）684-6290 担当：橋本

申込後1週間以内に申込確認書をお送りします。申込確認書が届かない場合には、恐れ入りますが、当事務所までお電話にてご連絡願います。開催予定日の3日前までに受講票をお送りします。

ふりがな		年齢・性別	歳 □男 □女
氏名		電話番号	— —
住所	〒	FAX番号	— —
		個別相談のご希望の有無	□有 □無

【個人情報のお取り扱いについて】ご記入頂いた個人情報は、主催者のセミナー案内に利用させて頂き、厳重に保管・管理致します。



FAX (052) 684-6291